

仕様書

1 件名

こどもの権利に関する意識醸成・意見表明支援のプログラム及び教材作成等業務委託

2 目的

発注者は、「(仮称)那覇市こどもの権利条例」制定に向けて、条例案にこどもの声を反映させるため、学校や保育の場のように、日常的に多くのこどもたちが集う場でこどもの権利に関する意識醸成・意見表明支援を実施することを目指している。本業務では、そこで活用できるプログラム及び教材を業務委託により作成する。

3 用語の定義

- (1) 発注者とは、那覇市(所管部署:こども政策課)とする。
- (2) 提案者とは、本業務の公募型プロポーザル審査委員会に参加し、企画提案を行う者とする。
- (3) 受注者とは、(2)をふまえて本業務の契約について優先交渉権を行使した結果、発注者と本業務に関する契約を締結した者とする。

4 業務期間

契約の日から令和9年3月31日(水)

5 業務内容

＜業務内容＞のとおりに

6 費用負担

本業務に要する費用について、発注者が負担する場合を除き、すべて受注者が負担する。

7 成果品

本業務で作成する成果品は、＜業務内容＞のとおりにする。納品場所は、那覇市役所庁舎3階 こども政策課とする。

8 発注者と受注者の協議

- (1) 発注者と受注者は、本業務を実施するにあたって、必要に応じて協議する。
- (2) 本業務を実施するうえで、内容に疑義がある場合又は定めがない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、誠実に解決するものとする。

＜業務内容＞

提案者は、下記事項に留意して本業務の企画提案を行うものとする。

1 意識醸成・意見表明支援のねらい

- (1) 学校教育課程や保育の場を通じて、こどもたちに「権利」の意義・内容を伝え、「こどもたちが望む権利」を引き出し、こどもたちの想いを「(仮称)那覇市こどもの権利条例」に反映させる。
- (2) こどもたちが「権利」の内容を理解するにとどまらず、こどもたちの自己肯定感、自己有用性、多様性を認めあう意識の醸成ができるような取組みにする。
- (3) 「こどもたちが望む権利」を、(仮称)那覇市こどもの権利条例(案)に反映することにより、こどもたちが条例制定の過程に携わる形で社会参画し、社会貢献を体験することができる。
- (4) こどもたちの支援に携わる大人が、対話やファシリテーションのプロセスを通じて「こどもの権利」への理解を深め、こどもたちを「那覇市のまちづくりを共に担う大切なパートナー」として、信頼関係とパートナーシップを育む。

2 意識醸成・意見表明支援の対象

未就学児、小学生、中学生

3 プログラム及び教材の素案作成及び第三者意見の集約・整理

受注者は、発注者と連携して、学校教育課程や保育の場でこどもの権利に関する意識醸成・意見聴取を実施するためのプログラム及び教材の素案を作成する。

プログラム及び教材の対象範囲は、未就学児、小学生、中学生を必須とする。

プログラム及び教材の作成にあたっては、こどもたちのおかれた立場や能力に左右されず、上記1が達成されるよう工夫を取り入れること。

当該素案を作成する過程で、下記(1)、(2)により第三者意見を集約・整理して当該素案に反映させるものとし、那覇市こども政策審議会で審議するための当該素案を完成させる。

なお、(1)、(2)の進め方は、受注者が企画提案した内容をふまえて、発注者と協議する。

(1) プログラム及び教材作成に伴うワーキンググループの実施

ア 発注者は、こどもの権利に関する意見交換を図るため、ワーキンググループを設置する。

イ ワーキンググループの会議数は、少なくとも3回行うものとする。なお、4回以上会議を設ける際は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

- ウ ワーキンググループの会議は、発注者が指定する施設で行う。施設使用料が発生する場合は、発注者が費用負担する。
- エ ワーキンググループの構成員は、発注者の庁内関係部署の職員(こどもみらい部、学校教育部など)及びこどもの権利に関する取組実績がある団体に所属する者で構成するものとする。
- オ 受注者は、発注者に構成員の候補者を提案することができる。
- カ 受注者は、ワーキンググループの各会議に参加し、発注者と連携して会議を円滑に運営する役割を担う。
- キ 受注者は、各ワーキンググループの会議終了後、発注者と連携して意見内容を整理する。なお、発注者と受注者が協議を不要とする場合は、協議を省略することができる。

(2) こどもの権利に関する有識者の監修

- ア 受注者は、本業務で作成するプログラム及び教材の素案について、こどもの権利に関する有識者(ワーキンググループの構成員を除く。)に少なくとも1回は監修を行い、その内容を整理するものとする。なお、監修は、専門的かつ客観的な視点により、内容の妥当性を確認する目的で行うものとする。
- イ 受注者は、2回目以降の監修を求めるかどうかについて、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受注者は、当該有識者から得られた意見を当該素案に反映するものとする。この場合において、監修による意見をふまえてワーキンググループを開催するかどうか、発注者と協議のうえ決定する。

(3) プログラム及び教材の素案の完成

上記(1)、(2)の過程を経て、受注者は、那覇市こども政策審議会(令和9年1月中旬から下旬に開催予定)で審議するためのプログラム及び教材の素案を完成させて、発注者に提供する。

4 プログラム及び教材の完成等

- (1) 発注者は、受注者が作成したプログラム及び教材の素案について那覇市こども政策審議会で審議に諮り、当該素案の意見を求める。
- (2) 発注者は、那覇市こども政策審議会で示された意見を受注者と共有し、発注者と受注者が協議のうえ、プログラム及び教材の素案に反映させる。
- (3) 受注者は、(1)、(2)の過程を経て、プログラム及び教材を成果品として提出する。

5 プログラム及び教材の引き渡し

- (1) 紙資料一式 10 部(ファイルにつづったもの)及び電子データ
- (2) 本業務で作成したプログラム及び教材の著作権は、発注者に帰属する。ただし、受注者の求めに応じて、発注者と受注者の協議により、著作権の取扱いを定めることも可能とする。